

大田市告示第13号

大田市が設置する特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要する費用の額（令和6年大田市告示第14号）の一部を次のとおり改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和7年3月3日

大田市長 楳野弘和

別表（第1項関係）を次のように改める。

別表（第1項関係）

(1) 大田市立大田幼稚園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号・2号	4歳以上児	59,270円（77,050円）
	3歳児	77,050円

(2) 大田市立大田保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	62,000円（79,100円）
	3歳児	79,100円（132,000円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	69,300円（86,400円）	62,000円（79,100円）
	3歳児	86,400円（146,900円）	79,100円（139,500円）
3号	1、2歳児	146,900円（233,300円）	139,500円（225,900円）
	乳児	233,300円	225,900円

(3) 大田市立川合保育園、大田市立池田保育園及び大田市立水上保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	137,100円（154,200円）
	3歳児	154,200円（207,100円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	166,300円（183,400円）	137,100円（154,200円）
	3歳児	183,400円（243,800円）	154,200円（214,600円）
3号	1、2歳児	243,800円（330,200円）	214,600円（301,100円）
	乳児	330,200円	301,100円

(4) 大田市立鳥井保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	75,500円（92,600円）
	3歳児	92,600円（145,500円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	87,100円（104,200円）	75,500円（92,600円）
	3歳児	104,200円（164,800円）	92,600円（153,000円）
3号	1、2歳児	164,800円（251,200円）	153,000円（239,400円）
	乳児	251,200円	239,400円

(5) 大田市立温泉津保育所

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	79,900円（97,000円）
	3歳児	97,000円（150,000円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	94,500円（111,600円）	79,900円（97,000円）
	3歳児	111,600円（172,100円）	97,000円（157,500円）
3号	1、2歳児	172,100円（258,500円）	157,500円（244,000円）
	乳児	258,500円	244,000円

備考

- この表において、「認定区分」又は「1号」、「2号」若しくは「3号」とは、それぞれ公定価格告示第1条第10号に規定する認定区分又は同号イからハマまでに規定する一号、二号若しくは三号をいう。

- 2 この表において、「年齢区分」又は「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」若しくは「乳児」とは、それぞれ公定価格告示第1条第11号に規定する年齢区分又は同号イからニまでに規定する四歳以上児、三歳児、一、二歳児若しくは乳児をいう。
- 3 この表において、「標準時間認定」又は「短時間認定」とは、それぞれ公定価格告示第1条第44号に規定する保育標準時間認定又は保育短時間認定をいう。
- 4 当該教育・保育給付認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合の当該年度中の特定教育・保育等に要する費用の額は、()内の額とする。